

安全運転管理者等に関するよくある質問

安全運転管理者等の届出

- Q** 単身赴任でも安全運転管理者等になることができるか教えてください。
また、単身赴任者が安全運転管理者等になる場合の注意点を教えてください。
- A** 単身赴任でも選任は可能ですが、安全運転管理者等の業務を的確に行うためにも、可能な限り長期間できる方の選任をお願いします。
もし、単身赴任者を選任する場合、生活本拠地が変わりますので、運転免許証の住所変更をお願いします。
なお、住民票が変更できない理由がある場合は、届出時に伝えてください。
(※ 住民票に関する不明な点は、各市区町村役所にお問合せください。)

移転時の手続き

- Q** 会社が移転する場合の手続きを教えてください。
- A** 都内の移転であれば、移転先を管轄する警察署へ安全運転管理者等に関する変更届の提出をお願いします。(解任届の提出は不要です。)
変更届には、移転したことが分かるように、備考に旧所在地を記載し、安全運転管理者証とともに提出をお願いします。
都内から他道府県へ移転する場合は、移転元を管轄する警察署に解任届を提出した後、移転先を管轄する各警察署へ届出をお願いします。

交代等の手続き

- Q** 安全運転管理者等の交代や届出の変更手続きの注意点を教えてください。
- A** 安全運転管理者等を交代する場合や会社名、所在地等の変更がある場合は、変更後、15日以内に管轄する警察署へ選解任届や変更届の提出をお願いします。
届出が完了していない場合は、法定講習を受講することができなくなることがありますので、速やかな手続きをお願いします。

安全運転管理者等の法定講習

- Q** 安全運転管理者等の法定講習について教えてください。
また、仕事で講習に行けないときは代理受講できますか。
- A** 安全運転管理者等を選任されますと、年に一回安全運転管理者等に関する講習の案内が郵送されますので内容を確認し、講習の申し込みをお願いします。
申し込みを完了された方しか受講をすることができません。
講習手数料は、「非課税」となります。
また、代理受講はできません。
最新の道路交通法や交通事故情勢など、安全運転管理業務に必要な重要な講習ですので、年度内に1度、必ず受講するようにお願いします。

なお、安全運転管理者等の変更があったときは、必ず事業所を管轄する警察署で変更手続きを完了してから受講をお願いします。

安全運転管理者等の罰則

Q 規定台数に達しても、安全運転管理者等を選任しない場合は処罰されますか。
また、規定台数に足りなくても、安全運転管理者を選任できますか。

A 安全運転管理者、副安全運転管理者の選任については、道路交通法第74条の3第1項、第4項に、「自動車の使用者等は、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者等を選任しなければならない。」と定められ、選任しなかった場合は、50万円以下の罰金となります。

また、規定の台数以下の場合であっても、安全運転管理者を選任することは可能です。選任する場合は、選任届の提出と年度内に1回の法定講習の受講をお願いします。

通勤や業務で使用する車両に関する安全運転管理者等の選任

Q 業務に使用せず、通勤のみに使用されているマイカーを管理する場合も安全運転管理者等を選任しなければなりませんか。
また、業務に使う場合は、リース車両やマイカーも安全運転管理者を選任する要件となる自動車の台数に含まれますか。

A 業務に使用せず、個人が所有、管理しており、通勤のみに使用している車両であれば、安全運転管理者等を選任する要件となる自動車の台数には含みません。

リース車両やマイカーであっても、一時的に業務に使用する場合は含まれませんが、継続的に事業者が借受人として使用する自動車など、事業者が自動車使用の権原を有し、運行を総括的に支配できる場合は含まれる場合もあります。

同ビル同フロア内の営業所における安全運転管理者

Q 同じビルに、親会社と子会社の営業所が入居している場合や複数の営業所を1人の所長が管理している場合において、安全運転管理者を兼任することはできますか。

A 複数の営業所などを兼任することはできません。

適正な安全運転管理業務を行うためにも、それぞれの営業所において、安全運転管理者等を選任する必要があります。

点呼による確認

Q 点呼による確認を行う事項とは、どのようなことですか。

A 以下の2点について、確認を行う必要があります。

① 自動車点検の有無

「自動車の点検」とは、運転しようとする自動車の運行前に行ういわゆる日常点検をいいます。点検箇所、点検項目等については、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)第4章第3節の1に規定された日常点検に係る点検箇所、点検項目等を参考にしてください。

② 正常運転をできないおそれの有無

運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認してください。

安全運転管理者以外の酒気帯び確認

Q 安全運転管理者以外の者が酒気帯び確認をすることは認められていますか。

A 点呼による確認と同様、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則ですが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問いにおいて「補助者」といいます。）に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

ただし、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられるようにすることが必要です。

例えば、安全運転管理者があらかじめ補助者とする者を指定し、当該指定した者に対し、酒気帯び確認の方法について指導・教育を行うとともに、補助者が、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置をすることが必要です。

直行直帰の場合の酒気帯びの有無の確認

Q 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか。

A 酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる方法で実施することができます。具体的には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転手の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が考えられます。

酒気帯び確認の記録

Q 酒気帯び確認をした場合に、どのような内容を記録すればよいですか。

A 以下の内容を記録し、その記録を1年間保存してください。

- ① 確認者名
- ② 運転者の氏名
- ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）

- ⑥ 運転者の酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

安全運転管理者と運行管理者

Q 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に規定されている運行管理者がいる場合でも、安全運転管理者の選任が必要となりますか。

A 必要ありません。

事業用自動車を使用する事業所は、道路運送法又は貨物自動車運送事業法によって「運行管理者」が選任されることから、安全運転管理者を選任しなくても良いことになっています。

しかし、交通安全の取組のため、運行管理者のほかに、安全運転管理者を選任することを妨げるものではありません。

自動点呼の機器の使用

Q いわゆる緑ナンバー事業所においては、国(国土交通省)の認定を受けた機器を使用した自動点呼が実施されていますが、白ナンバー事業所において同様の機器を使用した点呼(酒気帯び確認を含む。)を行うことは問題ありませんか。

A 自動点呼とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第266号)」に定められた機能の要件を満たすものとして認定を受けた機器を使用して実施される点呼であると承知しています。

この自動点呼には、「業務前自動点呼」と「業務後自動点呼」がありますが、認定を受けた機器を使用して実施される場合、対面による点呼と同視できると考えられることから、白ナンバー事業所において同様の機器を使用した自動点呼を行うことは差し支えないと考えられます。

なお、自動点呼は、認定を受けた機器を使用して正しい方法で実施される必要があることから、当該機器の機能一部を使用しないような方法で行われるものは点呼とは認められないものと考えられます。